

資料編〔介養協 News30No1(通巻26)(2018年5月24日発行)〕

厚生労働省の平成30年度予算関係資料

## 「福祉・介護人材確保対策等について」

—抜粋—

# 福祉・介護人材の確保対策等について

## 1. 現状と課題

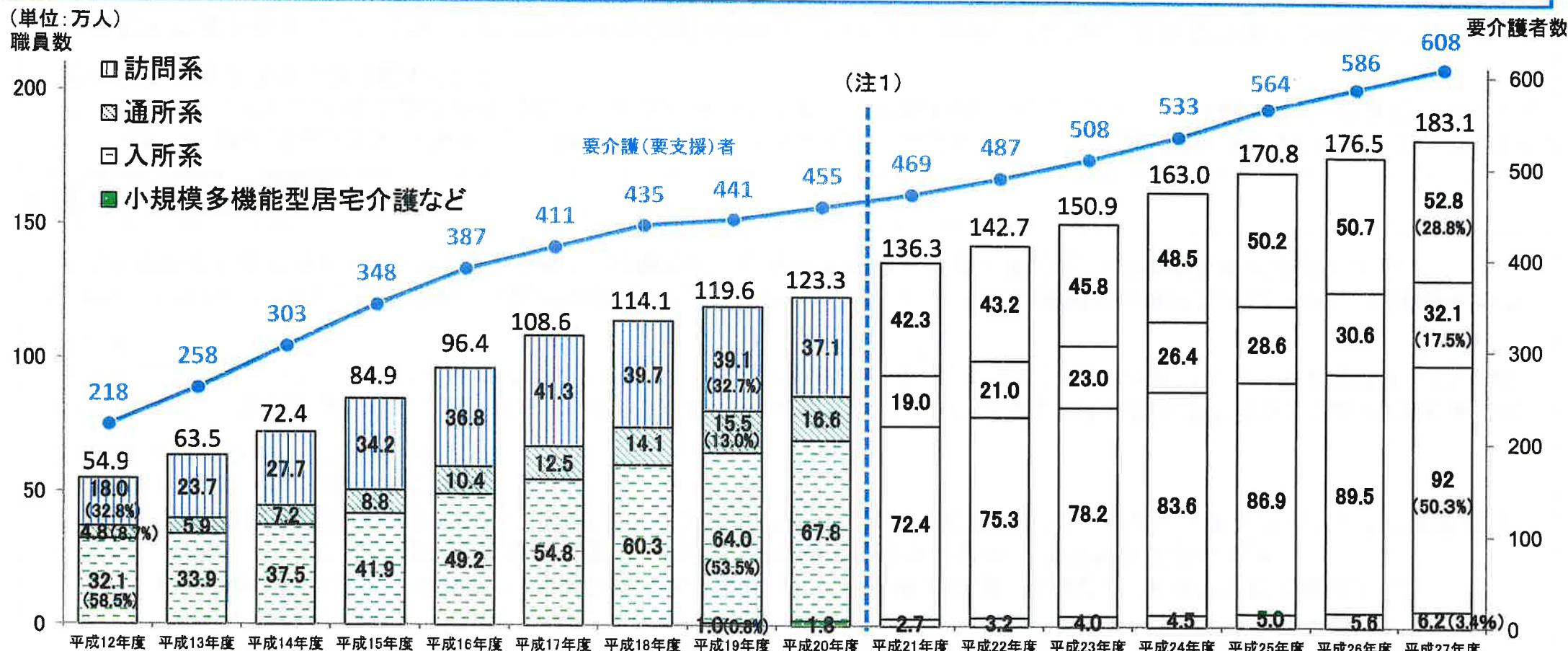
- 「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、求められる介護サービスを提供するための人材の確保として、2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人(※)の介護人材の確保に取り組む必要がある。また、2025年には、約38万人(※)の需給ギャップが生じると推計されており、施策効果を検証しつつ、継続的な取組が必要。  
※ 今後、各都道府県において、第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしており、数字は変わりうる。
- このため、介護職員の処遇改善のほか、潜在介護人材の呼び戻し、新規参入促進、離職防止・定着促進等の観点から、
  - ・ 離職した介護人材への再就職準備金貸付制度の創設や介護福祉士を目指す学生への奨学金制度の拡充
  - ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した、各都道府県が地域の実情に応じて実施する「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する取組への支援など、総合的に取り組んできている。
- しかしながら、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられ、これまで以上に取組を強化していく必要がある。
- また、平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことに伴い、今後、外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加すると見込まれるなど、介護福祉士を目指す外国人留学生等の受入環境の整備が必要である。

## 2. 今後の取組

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護人材確保のための総合的な対策に取り組みつつ、今後、さらなる処遇改善を行うほか、アクティブ・シニア等の活躍促進や介護の魅力の普及啓発などの新たな対策を講じることにより、「介護離職ゼロ」の実現に向けて必要な介護人材の確保に取り組んでいく。
- 平成30年度予算案においては、中高年齢者等の介護未経験者向けの入門的研修を創設し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまで的一体的な支援や介護福祉士養成施設における人材確保の取組に対する支援、介護福祉士を目指す外国人留学生の受入環境を整えるための支援を地域医療介護総合確保基金のメニューに新たに位置付ける。また、国においても、介護の仕事に対するイメージを変えていくための取組として、介護を知るための体験型イベントの開催などに取り組む。

## 介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

介護保険制度の施行後、要介護(要支援)認定者数は増加しており、サービス量の増加に伴い、介護職員数もこの15年間で約3.3倍に増加している。



(注1)

注1) 平成21～27年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成27年の回収率:訪問介護89.9%、通所介護84.7%、介護老人福祉施設93.6%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く。)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

(①「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正、②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正)

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(訪問リハビリテーション:平成12～24年、特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)

※「通所リハビリテーション」の介護職員数は、すべての年に含めていない。

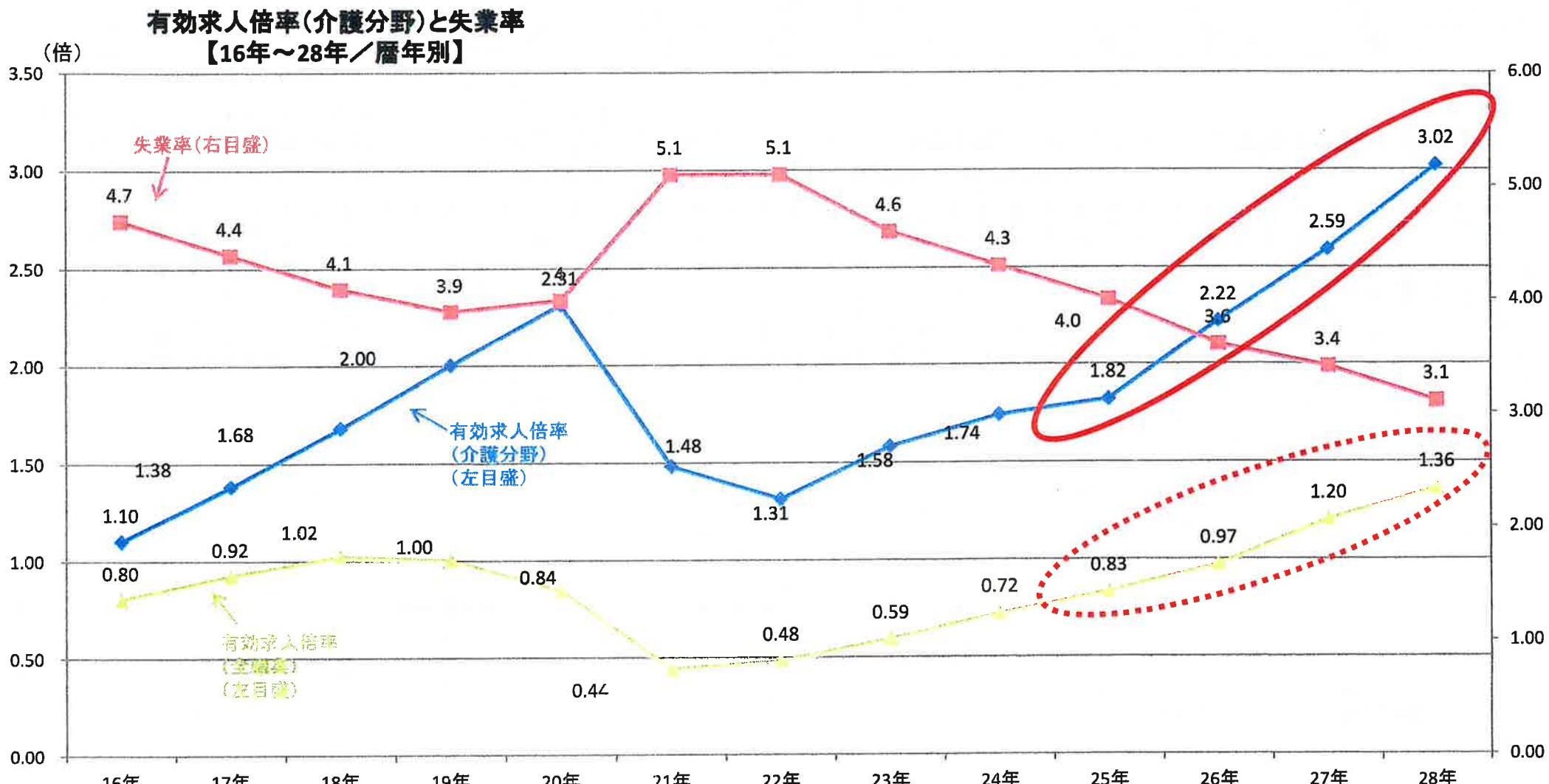
注3) 「小規模多機能型居宅介護など」には、「小規模多機能型居宅介護」の他、「複合型サービス」も含まれる<sup>85</sup>

注4) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

## 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

- 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。

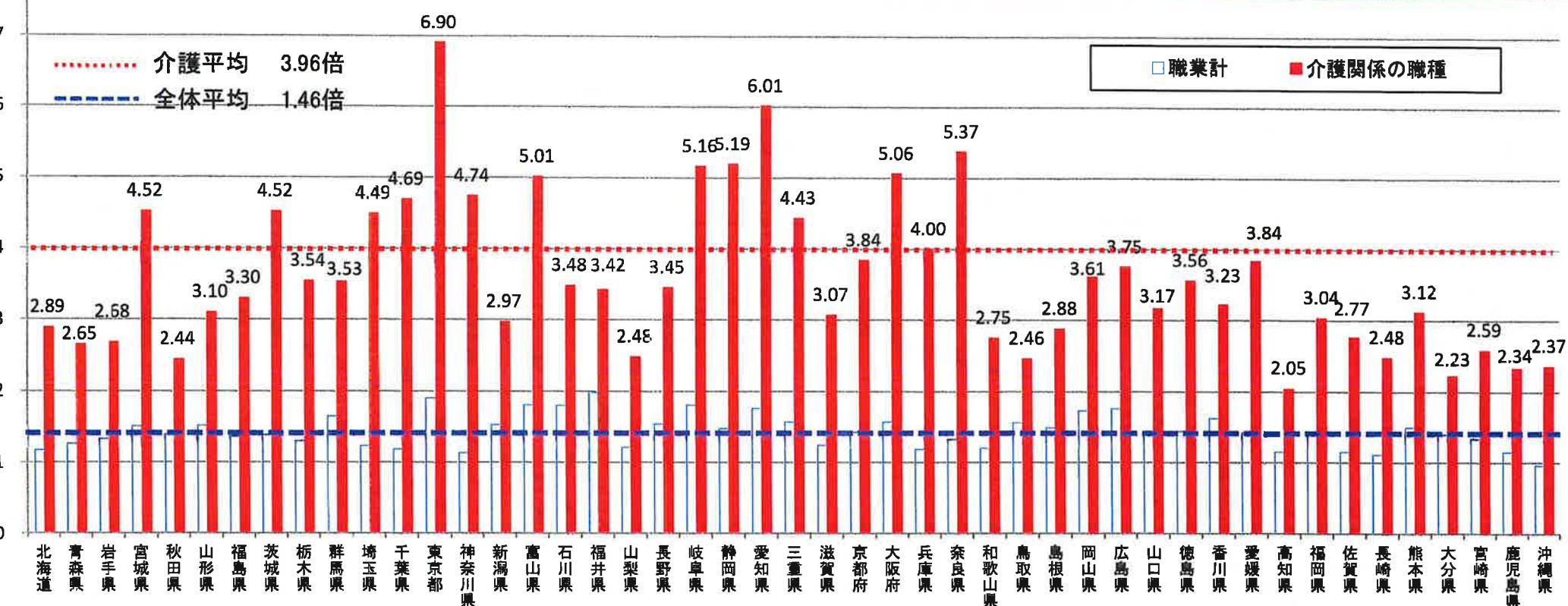


注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

## 地域ごとの状況(都道府県別有効求人倍率(平成29年11月)と地域別の高齢化の状況)

- 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※ 数字は75歳以上人口。<>内は、全体の人口に占める割合。( )内は、2010年との比較を倍率で示したもの。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.81倍)	152.8万人 <18.2%> (1.77倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

## 2020年代初頭に向けた総合的な介護人材確保対策(主な取組)

介護職員の  
処遇改善

多様な人材  
の確保・育成

離職防止  
定着促進  
生産性向上

介護職  
の魅力向上

外国人材の受  
入れ環境整備

### これまでの主な対策

(実績)月額平均5.3万円相当の改善

- 月額平均1万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

- 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付
- いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進

- 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

### 今後、さらに講じる主な対策

- ◎ 2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定

- ◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
- ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援

- ◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定

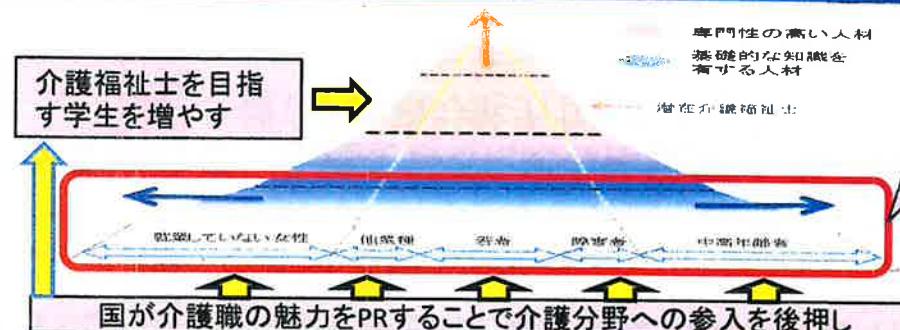
- ◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)

# 平成30年度予算(案)における介護人材確保対策の全体像

## 現状に対する問題意識

- ・景気の回復とともに、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準となっており、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定される。
- ・介護人材のすそ野を拡げ、介護未経験者の参入を促進するとともに、介護福祉士を目指す学生を増やしていくことが喫緊の課題。

## 介護人材確保の目指すべき姿



## <平成30年度予算(案)の全体像>

都道府県による取組

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」に資する取組(60億円)

### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまで的一体的支援事業の創設

### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進に係る事業の創設
- ✓ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境の整備

- ✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進

※平成29年度補正予算(案)により、介護福祉士修学資金等の充実を図る(14億円)

### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 介護福祉士を目指す外国人留学生等の日常生活等に関する相談支援等の体制整備(1.3億円)

### 中高齢者等の参入促進



### 学生等若年世代の参入促進



### 海外からの留学生の受け入れ



### 【平成30年度の新規施策】(2.3億円)

- ✓ 介護の仕事の魅力をPRするなど、福祉・介護の体験型のイベントを全国で開催
- ✓ 国や都道府県の施策情報などの情報を発信するためのプラットフォームを構築

国が主体となり、介護職に対するイメージを変えていくための取組や国・都道府県の施策情報などの情報を発信していくためのプラットフォームを構築し、積極的にPRすることで介護人材確保対策を推進

国による取組

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成30年度予算額(案)  
公費90億円(国費60億円)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

## 参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 遠隔地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一體的支援(新規)
- 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進(新規)
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備(新規) 等

## 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・ 経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修
  - ・ 喫痰吸引等研修
  - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

## 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
  - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング 等

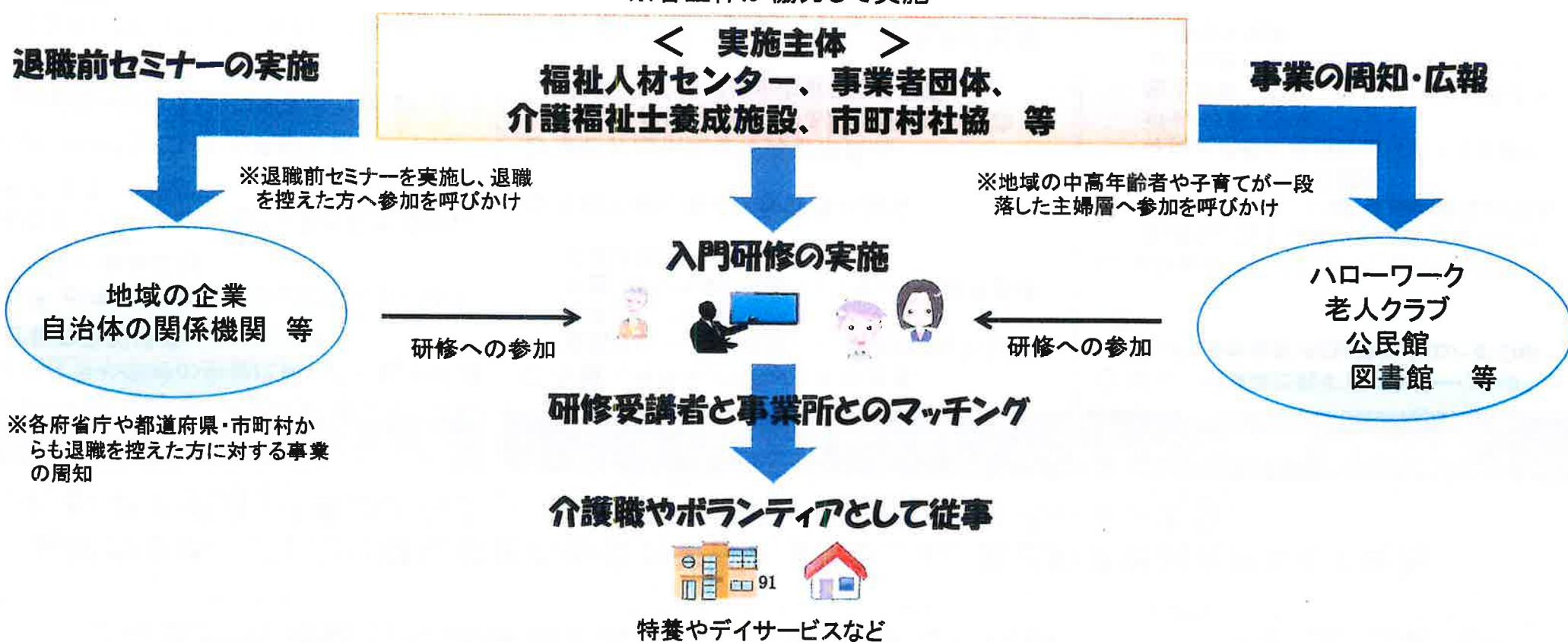
- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置  
○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

**新 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一體的支援事業の創設  
【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】**

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を広げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
  - 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

## ＜事業イメージ＞

※各主体が協力して実施

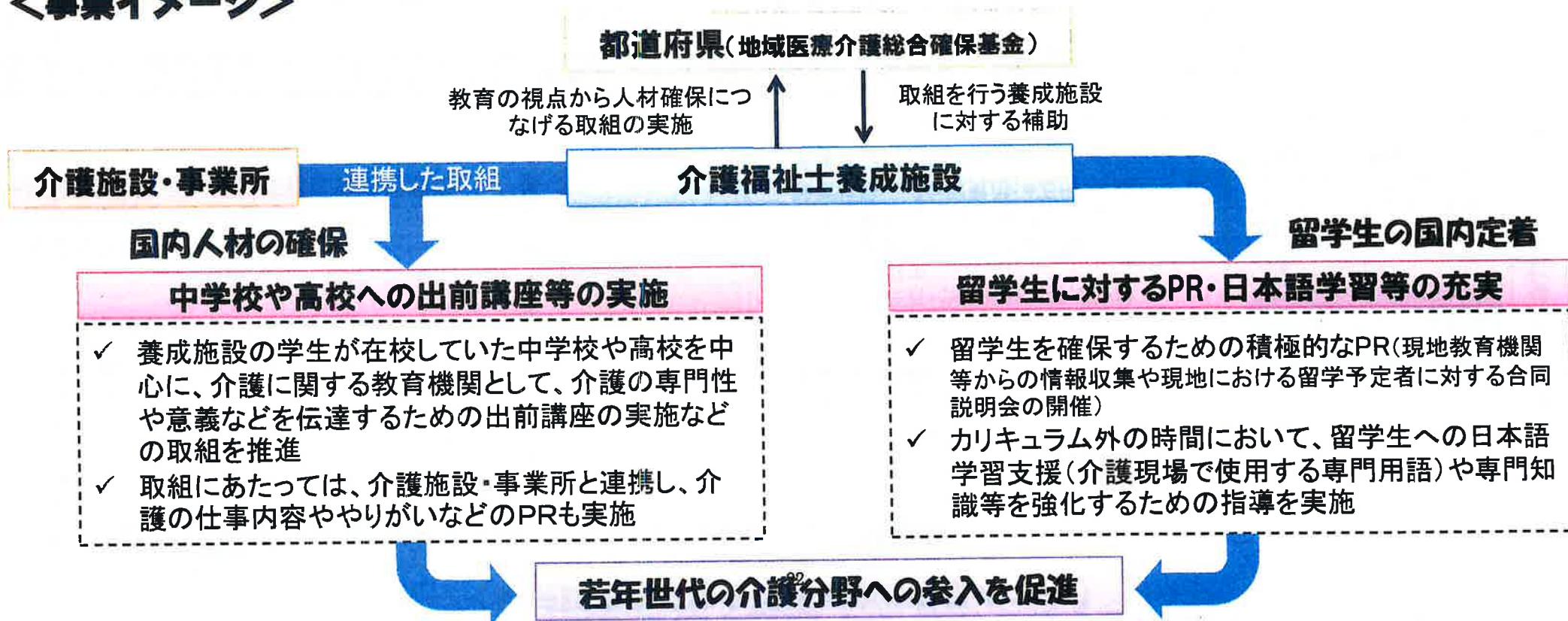


新

## 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

### ＜事業イメージ＞



新

# 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設

## 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

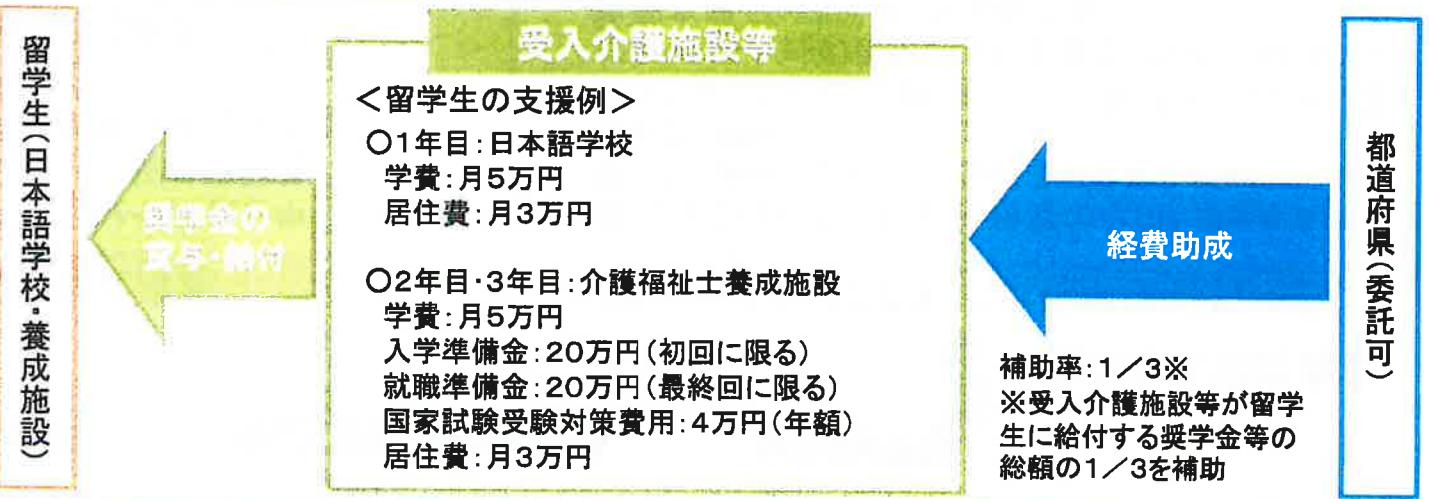
### 1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

#### 【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

#### 【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。



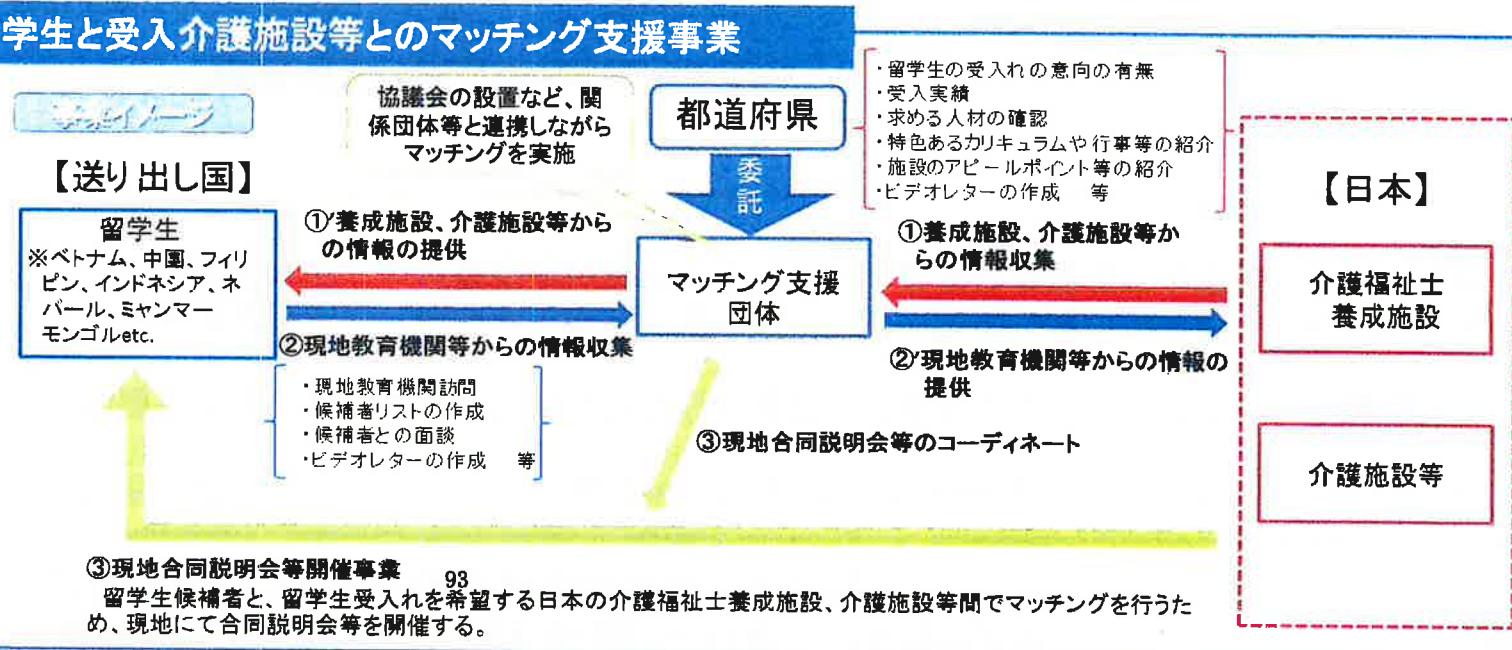
### 2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

#### 【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るために、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

#### 【事業内容】

- ① 外国人留学生の発掘や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- ② 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等



# 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)における優先配分について

- 平成30年度の基金(介護従事者確保分)の配分において、中高年齢層の新規参入(研修受講支援を含む)等に資する以下の事業について、優先配分を検討。

中高年齢者等の参入促進

認証制度

## 事業名

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一貫的支援事業(新規)

ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

介護未経験者に対する研修支援事業

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

## 事業例

中高年齢者など多様な人材が介護分野に参入しやすくなるよう、入門的研修や生活援助従事者研修(仮称)の受講に係る費用を支援するとともに、研修受講後の事業所とのマッチングまでを一貫的に実施

ボランティアセンター、シルバー人材センター、福祉人材センターの3者が連携し、介護分野での就労意向のある中高年齢者を掘り起こすとともに、介護事業所とのマッチングを実施

介護職員初任者研修(130時間)や介護福祉士資格取得に係る実務者研修等の受講に係る費用を支援

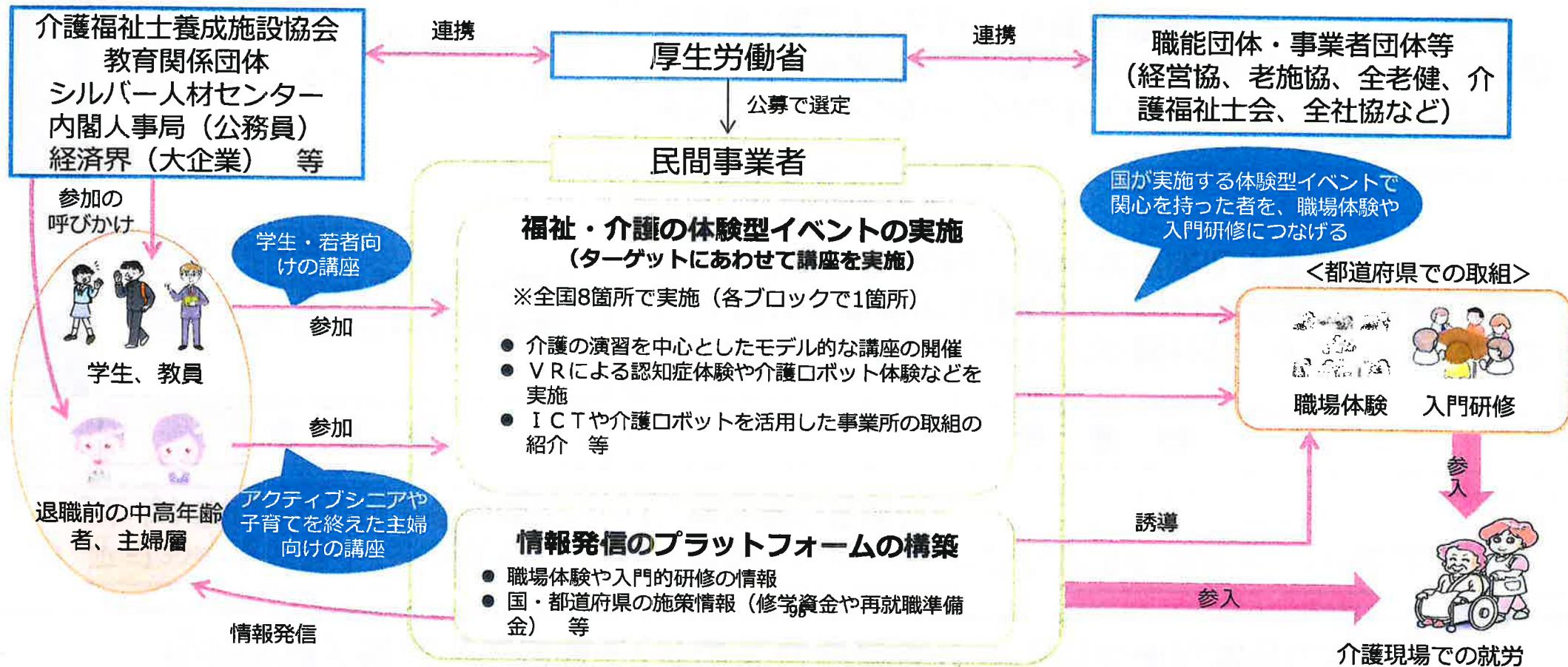
都道府県において、介護人材の離職防止などに取り組む事業所の認証評価制度の導入・運営に係る費用を支援

# 介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業について

平成30年度予算額(案):2.3億円

- 福祉系高校・福祉系大学等の学生や教員、働く意欲のあるアクティビシニア等を主なターゲットとし、介護関係の養成団体や事業者団体、職能団体などの多様な関係団体と連携しつつ、福祉・介護の体験型のイベントを全国で開催するとともに、職場体験等の情報発信のためのプラットフォームを構築する。
- イベントでは、各都道府県が取り組む上で参考となる演習を中心としたモデル的な講座を開催し、さらにVR等を活用した福祉・介護体験、ICTや介護ロボットの活用事例の紹介など、最新の介護現場を正しく知る機会とする。
- また、情報発信のためのプラットフォームでは、国の施策の周知や各都道府県で実施している職場体験・入門的研修の情報、就職フェアの開催情報、発信力のある若手職員やセカンドキャリアとして働いている職員からのメッセージなども発信し、介護現場で働くイメージを高めつつ、介護現場での就労につながる内容とする。
- 国が開催するイベントへの参加者を都道府県が実施する職場体験や入門研修につなげることで、国の取組と都道府県の取組を一体的に行い、人材の確保を推進していく。

## <事業イメージ>

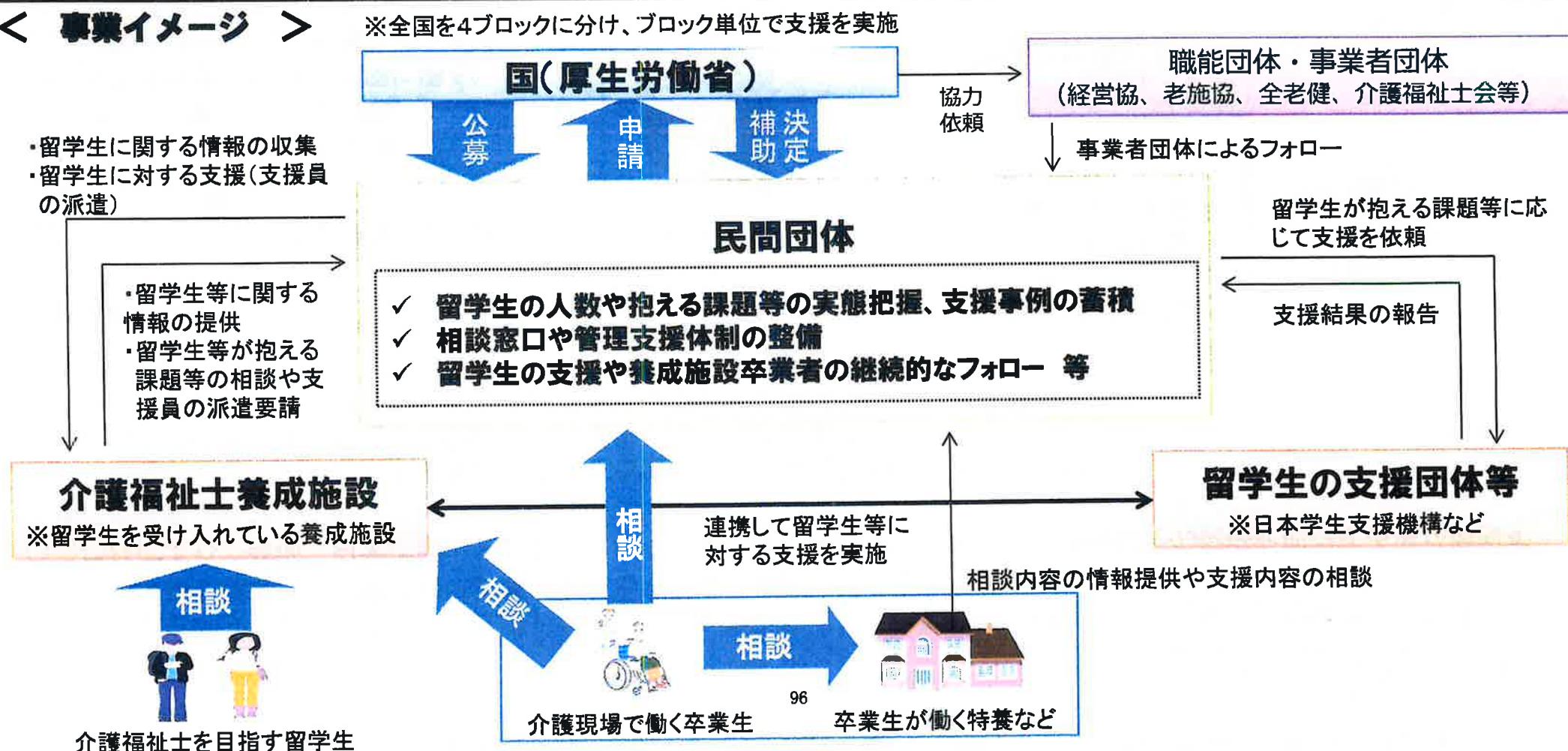


## 介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

## 平成30年度予算額(案)

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
  - こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
  - このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

< 事業イメージ >



# 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額(案) 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることになった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

## 事業実施スキーム

### 養成施設入学者への修学資金貸付け

- 貸付額(上限)

#### 介護福祉士養成施設修学者

- ア 学費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

#### 【実施主体】

都道府県又は  
都道府県が適当と認める団体



貸付

#### 【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学  
資金等の返済を  
**全額免除。**



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、  
自己都合退職等)

借り受けた修学  
資金を実施主体  
に返済。



在留資格「留学」により  
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設  
の学生

卒業、  
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで  
在留資格「介護」により長期滞在可能

# 「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策

平成29年12月1日  
第16回経済財政諮問会議  
加藤厚生労働大臣説明資料

深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善を行うほか、

中高齢者・外国人の活躍促進、介護ロボットの活用等、関係省庁と緊密に連携し、総合的な対策を講じる。



## 対策Ⅰ 中高齢者・外国人など多様な人材の活用

- 介護分野へのアクティブ・シニア等の新規参入を促す。
- 在留資格「介護」や技能実習介護の受入れ環境を整備し、意欲ある留学生・技能実習生の活躍を推進する。

### アクティブ・シニア・子育てを終えた女性の活躍支援

介護分野を見る」「知る」きっかけ作りとして、介護の不安解消のための入門的研修等の創設・受講支援

- ①国、自治体、関係団体が一体となって、入門的研修の受講と修了者に対するマッチングを推進
- ②国家公務員の退職準備セミナー等で実施《内閣人事局と連携》
- ③経済界に働きかけ、従業員の受講を奨励

### 外国人介護人材の受入れ環境整備

#### 入国情

- ・現地の優良な日本語学校の認証制度創設、優良な送出機関のリスト化《健康・医療戦略室と連携》

#### 入国情

- ①技能実習生に対し、介護福祉士の資格取得を支援し、当該資格取得者の在留資格「介護」での受入れを検討《法務省と連携》
- ②養成施設の留学生への介護福祉士修学資金の貸付推進、受入施設が支給する在学期間中の奨学金や生活費の負担を軽減
- ③多言語音声翻訳システムの利活用の実証《総務省と連携》

#### 入国情

- ・留学生のマッチングに向けた事業者団体等の活動を支援

### 対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 生産性向上等による負担軽減、雇用管理の改善・採用の支援を通じ、職員の離職防止・定着促進を図る。

- ①介護ロボットの活用推進の加速化《経産省と連携》
- ②ICTの活用推進の加速化
- ③施設開設時の人材募集・研修の支援の充実
- ④人材育成に積極的な事業所の横展開を図るため、事業所の認証制度の創設を検討

## 対策Ⅲ 介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発

- 教育その他日常生活のあらゆる場において介護の魅力・楽しさを発信し、介護分野への若者の新規参入を促す。

- ①新中学校学習指導要領技術・家庭科において「介護」に関する内容の充実が図られたことを踏まえ、中学校を含む現場の教員向け研修の実施を支援《文科省と連携》
- ②養成施設の学生が、地域の介護施設等と連携して中学・高校で出前講座を実施し、生徒、教師、保護者の介護に対するイメージを刷新

## 第7期介護保険事業計画を踏まえた介護人材の需給推計について

- 介護人材の需給推計については、各都道府県において、第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づき推計いただいた結果、2025年における需給ギャップは約38万人となっている。
- 今後、市区町村で策定を進めている第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において、介護人材の需給推計を実施していただく。
- 各都道府県においては、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した取組を記載し、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

<現在公表している需給推計（確定値）>

第6期介護保険事業計画による サービス見込み量等に基づく推計 + 「介護離職ゼロ」の実現に向けた約12万人分の基 盤整備	2020年代初頭	2025年
介護人材の需要見込み	231万人	253万人
介護人材の供給見込み	206万人	215万人
需給ギャップ	25万人	38万人

第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス利用者数等に基づき、各都道府県において介護人材の需給推計を実施

< 需給推計を実施する際の留意点 >

- 前回（第6期介護保険事業計画に基づく推計）実施した時のデータとの比較をする。
- 介護人材の需給推計はサービスの利用者数の影響を受けるため、推計にあたっては介護保険事業（支援）計画の担当と連携する。
- 推計の結果については、前回と同様の方法で実施した場合であっても、制度改正等を踏まえ、推計方法が適切かどうかの確認や推計結果について分析をする。

介護保険事業支援計画への  
介護人材確保策の記載

< 留意点 >

- 需給推計の結果を踏まえ、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を記載する。
- 2025年だけでなく、2020年代初頭も視野に入れた人材確保策を記載する。

# 外国人介護人材の受入れについての考え方

## 【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

## 【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、人材不足への対応ではなく、各制度の趣旨に沿って進めていく。

①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ

②技能実習：日本から相手国への技能移転

③資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人材の受入れ

## 【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。( 3,529人を受け入れ、544名が資格取得)

- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

## 【②技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。

- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

## 【③資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

# 介護に従事する外国人の受け入れ(在留資格「介護」の創設)

## 背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

### ★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

### ★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

### 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革  
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)

介護福祉士登録者数  
139.8万人(H27年度)  
介護福祉士養成施設数  
379校(H27年4月)

(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

## 在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

### 在留資格「介護」による受け入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設  
(2年以上)

【留学】

(注1)

(参考) インドネシア、フィリピン、ベトナムとの  
EPA(経済連携協定)による受け入れ

(就労コース) (就学コース)

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就  
労・研修

介護福祉士養成施設  
(2年以上)  
(フィリピン、ベトナム)

4年目に介護福祉士  
国家試験を受験

(注1)

介護福祉士資格取得(登録)

【介  
護】

介護福祉士として業務従事

(注2) 特例措置について

※【】内は在留資格

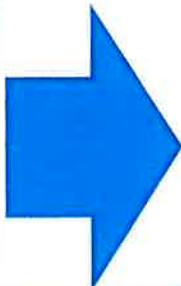
本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、<sup>1</sup>介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

## 現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に，在留資格「介護」を決定

## 見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも，在留資格「介護」を決定



### 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受け入れに向けた国内外の環境整備を図る。

#### (参考) 現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

#### 在留資格

#### 本邦において行うことができる活動

##### 介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

#### 活動

#### 基 準

##### 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動

申請人が次のいずれにも該当していること。  
 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。<sup>117</sup>  
 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。